

## 告 示

### 埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項及び第三百三十四条第四項の規定により、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を定めることに関し、利害関係人の意見を聴くため、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁業権の漁場計画（案）については、その関係書類を埼玉県内水面漁場管理委員会に据え置いて閲覧に供する。

平成三十年五月十八日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

#### 一 開催期日

平成三十年五月二十四日 午後一時三十分

#### 二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番地四号

埼玉会館 5C会議室

#### 三 案件

イ 第二種区画漁業権に係る漁場計画（案）について

#### 四 公述に関する事項

イ 公述人の範囲

漁業権者、漁業権漁業の経営者その他利害関係のある者（団体又は機関にあっては、一団体又は一機関につき二人以内とする。）

ロ 公述時間

一人五分以内

ハ 公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、次のとおりあらかじめ書面を提出してください。

提出期日

平成三十年五月二十二日

提出先

埼玉県内水面漁場管理委員会（〒三三〇―九三〇―一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県農林部生産振興課内）

提出内容

住所、氏名、連絡先（電話等）